

五島市企業誘致プロモーション業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

五島市は、仕様書に定める五島市企業誘致プロモーション業務(以下、「本業務」という。)の実施にあたり、その契約相手方をプロポーザル方式で公募し、選定する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名 五島市企業誘致プロモーション業務

(2) 契約内容 別添仕様書のとおり

(3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月5日まで

(4) 契約相手方の選定方法

①公募型プロポーザル方式により選定する。

②提出された企画提案をもとにプレゼンテーション審査を実施し、最優秀提案者を選定する。

③審査会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき審査を行い、契約の相手方となる候補者を選定する。

3 予算額

3, 273, 600円(消費税及び地方消費税を含む。)

※見積額は上記予算額を超えてはならない。

4 応募資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を全て満たすものとする。

(1) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第2項の規定による申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)
又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)に該当しない者であること。

(4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産法手続開始の申し立てがなされていないこと。

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱(平成24年五島市告示第156号)第3条に規定する排除措置を受けていない者であること。

(7) 他に応募している法人と主たる役員が重複していないこと。

5 スケジュール（予定）

令和8年4月20日（月）	公募開始・五島市ホームページへの掲載
令和8年4月24日（金）	質疑の受付期限
令和8年5月1日（金）	質疑への回答
令和8年5月8日（金）	参加申込書の提出期限
令和8年5月15日（金）	提案書等の提出期限
令和8年5月22日（金）	【予定】プレゼンテーション（オンライン可）
令和8年5月27日（水）	【予定】審査結果の通知

6 参加意思の確認

本審査に参加する事業者は、次のとおり書類を提出するものとする。

- (1) 提出書類 参加申込書（様式1）及び暴力団等排除に関する誓約書
- (2) 提出方法 持参または郵送
- (3) 提出期限 令和8年5月8日（金）17時までに必着

7 質問及び回答

- (1) 受付期限 令和8年4月24日（金）12時まで
- (2) 提出方法 質問書（様式2）を電子メールにより提出し、必ず電話で送信した旨を連絡すること。
- (3) 回答方法 質問書を提出した事業者に対し、令和8年5月1日（金）までに電子メールにて回答を送信するとともに、ホームページへ掲載する。
なお、評価に対する質問が契約相手方の選定に公平性を保てないと判断した場合には回答しない。

8 提案書等の提出

- (1) 提出書類 ①提案書（様式3）
②提案者に関する調書（様式4）
③業務実施体制調書（様式5）
④見積書（任意様式）
- (2) 提出期限 令和8年5月15日（金）17時までに必着
- (3) 提出場所 実施要領「12 お問い合わせ・提出先」のとおり
- (4) 提出部数 原本1部 副本5部（①提案書（様式3）以外の書類）
- (5) 提出方法 持参または郵送
- (6) 提案書及び見積書作成にあたっての留意事項
 - ①提案書
 - ・本業務全般について専門的な知識をもったうえでの提案に努めること。
 - ・抽象的な表現は避け、できる限り現実的・具体的な提案に努めること。
 - ・提案書の作成にあたっては要点を簡潔に記述すること。
 - ・提案書作成及びこれに係る付帯作業に関する経費等は、提案者の負担とする。
 - ・提出された提案書については、返却しないものとする。

②見積書

- ・見積書は任意様式とするが、金額は消費税込みで見積限度額内とする。なお、消費税の税率は10パーセントで算定し、その額を明記すること。
- ・積算内訳がわかるように具体的に明記すること。

9 提案の審査及び評価

提案の審査及び評価は、次のとおりとする。

(1) 審査方法

提案書及びプレゼンテーション内容について、各審査員が審査のうえ、委託候補者を選定する。

(2) 評価基準

次の評価基準に基づき評価する。

点数は合計100点満点とし、配点は以下のとおりとする。

① 資格審査及び遂行体制等確認

項目	提案項目	評価内容	評価
1 会社概要、実績	事業者名（正式名称）、設立年、事業所の本社所在地、事業所数、今回の業務の拠点となる事業所の所在地、事業者の主要な事業の概要、代表者名、正社員の人数、本事業の類似業務の受託実績	会社の規模により業務を発注するものではないが、受託実績に関しては評価の対象とする。また、提案内容に優劣つけがたい場合で見積価格も同額ならば、五島市内あるいは長崎県内に支店や営業所がある場合は、優先する。	10点
2 業務の遂行体制	氏名、役職、経歴、主な研究分野等、メンバーの一覧表、遂行体制がわかる樹形図等	組織としての対応能力、機動力、役割分担の明確さなどの体制を総合的に評価する。	10点

② 企業誘致プロモーション業務

項目	提案項目	評価内容	評価
1 本業務の企画・実施	本業務における趣旨を理解し、業務に関する企画立案及び実施が可能な提案をする。	本業務の目的に合致した内容となっているか、実施する業務それぞれの役割を理解し、実施が可能であるかどうかを判断・評価。また、その妥当性、独創性を評価する。	10点
2 フォームマーケティングの企画・実施	概ね4000社を想定したフォームマーケティングが可能である根拠など、具体性のある提案をする。	情報通信業を中心としたマーケティングとなっているか。アンケートの内容など、リード獲得に繋がるものとなっているか。その妥当性、有効性、独創性を評価する。	30点
3 視察ツアーの	フォームマーケティング等	単なる観光ではなく、五島市が	30点

企画立案・催行	により、五島市への視察ツアーを希望する企業に対し、五島市への理解が深まるようなツアーの企画立案・催行を提案する。	抱える課題への理解や、地元企業等との意見交換など、五島市への立地をイメージさせるようなツアーを企画立案しているか。また、その催行に関して実現性があるか評価する。	
4 費用	本事業に係る見積金額の提案をする。	見積金額の妥当性を評価する。	10点

10 選定方法

- (1) 9 「提案の審査及び評価」に沿って、審査員が評価、採点を行い、総評価点が最高点の者を契約候補者とする。
- (2) 最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を契約候補者とする。
- (3) 提案者が1者のみの場合は、各審査員の評価点の合計が満点の60%以上の評価を得た場合に、当該応募者を契約候補者とする。60%未満の場合には、再度、公募を実施する。
- (4) プレゼンテーションの実施方法については、次のとおりとする。
 - ① 実施日 令和8年5月22日(金) 予定(オンライン可)
※詳細な日時については、応募状況により変動する可能性がある。募集締切後に提案者に対し、別途時間を連絡する。
 - ② 時間配分 25分程度(プレゼンテーション15分、質疑10分)

11 審査結果

審査結果は、各提案者に電子メールにて通知するものとする。なお、審査結果に関する異議、質問等は一切受け付けないものとする。

12 お問い合わせ・提出先

五島市 産業振興部 商工雇用政策課 雇用・起業促進班
住所 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号
TEL 0959-72-7862 (直通)
E-mail shoukou@city.goto.lg.jp